

小型旅客安全講習受講案内

小型旅客安全講習【特定操縦免許】について

旅客船や遊漁船等、人の運送をする小型船舶の船長になろうとする方に必要な資格です。「特定操縦免許」は(小型旅客安全講習)を受講すれば習得できます。講習は、海難発生時における処置や、救命設備に関する内容です。

提出書類 ※提出書類は事前に提出してください。(1週間前まで)

- ① 受講申込書
- ② 写真 (4.5cm×3.5cm パスポートサイズ用です) ……2枚 **【修了証明書・免許申請用】**
《同時申請又は別申請の方は1枚で可》
- ③ 小型船舶操縦免許証 (写しで可)
- ④ 受講料等

受有している免許	小型一級	小型二級
受講料	¥10,080	¥10,080
教本代	¥900	¥900
申請料等	¥6,350	¥6,150
合計	¥17,300	¥17,100

⑤ 講習日 令和1年6月30日(日) 09:00 ~ 17:00

⑥ 講習会場 秋田ベイパラダイス



(住所) 〒011-0945
秋田市土崎港西 1-10-45

【お問合せ&お申込み先】



塩釜海技専門学院(JEIS 東北)
〒985-0016
宮城県塩竈市港町 1-4-1
マリゲート塩釜
(電話) 022-290-3091

■当日持参するもの

- ① 筆記用具
- ② 小型船舶操縦免許証 (原本を既に提出されている方は必要ありません)
- ③ 印鑑(認印)
- ④ 実習に適した服装

お申込み前に確認してください！

小型船舶操縦免許証の表示方法

The diagram illustrates the layout of a Small Boat Operator License (小型船舶操縦免許証) and its associated qualification table (資格・限定等).

免許証 (License Card):

- 第 0 21 90 41234561 号 (License Number)
- 氏名: 海技 太郎 (Name: Kaiji Taro)
- 昭和53年08月08日生 (Date of Birth: Aug. 08, 1988)
- 本籍: 東京 (Residence: Tokyo)
- 住所: 東京都千代田区霞が関2-1-3 (Address: 2-1-3, Kojimachi, Chiyoda-ku, Tokyo)
- 資格・限定等: 二級, 特殊, 特定操縦等 (Qualification: 2nd Grade, Special, Specific Operation, etc.)
- 有効期限: 平成21年08月31日まで有効 (Valid until Aug 31, 2009)
- 免許証交付日: 平成17年05月18日 (Issued: May 18, 2005)
- 免許登録日: 平成16年09月14日 (Registered: Sep 14, 2004)

資格・限定等 (Qualification and Restrictions Table):

資格・限定等	
資格により次のように表示	
一級小型船舶操縦士は、「一級」 二級小型船舶操縦士は、「二級」 二級小型船舶操縦士で年齢が18歳未満の場合は、「二級 若年者(5トン)」 二級小型船舶操縦士湖川小出力限定は、「二級 湖川」	
特殊小型船舶操縦士を有している場合は、この欄に「特殊」と表示	
特定操縦免許(旅客運送のための免許)を有している場合は、この欄に「特定」と表示	設備や航行時間などの条件が付されている場合は、この欄に「設備等」と表示

Callouts (Annotations):

- (免許証の番号) 通し番号: Points to the license number.
- (若年者限定) 二級小型船舶操縦士で年齢が18歳未満の場合、18歳に達する日の前日: Points to the 'Special' qualification.
- (有効期間) 操縦免許証の有効期間が満了する日: Points to the expiration date.
- (免許証交付日) 操縦免許証を交付した日: Points to the issue date.
- (免許登録日) 新たな資格を取得した日: Points to the registration date.
- 特定操縦免許 (旅客運送のための免許) を有している場合は、この欄に「特定」と表示: Points to the 'Specific' qualification.

お客様の所有する操縦免許証の右上「資格・限定等」の欄内を確認してください。
もしその欄内に「特定」という表示がある場合、この小型旅客安全講習を受講する必要はありません。

お手元の操縦免許証をよくご確認のうえ、お申込みされますよう、よろしくお願いいたします。

【参考】—受講資格等について—

これから免許取得を目指す方や既にお持ちで失効している方でも受講は可能ですが免許証については、それぞれ免許取得時及び失効再講習受講後の申請となります。